

昭和57年度

市県民税の申告相談

各地区で申告相談の会場を開設します

期日	受付相談区域 (行政区域町内別)	場所
2/3(水)	午前 松原、長走、陣場、日景温泉 午後 岩本、清水川	矢立公民館
4(木)	午前 中羽立、寺の沢、橋桁 午後 白沢	
5(金)	午前 本郷上、繁沢 午後 本郷下、土目内	
6(土)	午前 二井山、観音堂、鳥内 午後 十三森、大森、神山、姥沢	花矢支所
8(月)	午前 泉田、桜町、稲荷沢、猫鼻 午後 大森団地 午前 長森、白根山・花岡・泉田各 午後 団地・神山住宅、前田、柏田	
9(火)	午前 大瀧1区、道目木 午後 大瀧2区、平内	十二所公民館
10(水)	午前 軽井沢、浦山 午後 別所、沢尻	
11(木)	午前 曲田、猿間 午後 葛原	
12(金)	午前 下町、中町 午後 上町、上新町	二井田公民館
13(土)	午前 下村、町、杉沢 午後 高村、下川原	

<申告時間> 午前—9時30分から正午まで
午後—1時から4時まで

○軽自動車（農耕用トラクター・コンバイン）を購入し、まだ未登録でナンバープレートを取り付けていない方は、各会場で登録を受け付けますので申し出ください。

※ なお、2月15日以後の申告相談日程については、次号でお知らせいたします。

◆申告相談についてのお問い合わせは

税務課民税保険税係へ

申告しなかつた場合

◆所得税の確定申告書を税務署へ提出される人。
◆給与所得者で勤め先（事業所）から給与支払報告書を提出されている人で、給与以外の所得がない人。ただし、前年中に災害を受けたことによる難損控除や、本人又は家族が病気につかかったことによる医療費控除を受けようとする人は、そのための申告はしなければなりません。（所得税を納めている人は除く）

◆申告書に印鑑（申告書には住所、氏名を記入のうえ持参のこと）

◆57年中に支払った医療費、生命保険料、国保又は社会保険料の支払いを証明する

◆それを証明できるもの（記入のうえ）と関係書類は、源泉徴収票。

◆57年中に災害、盗難、横領などで損害を受けた人は、それを証明できるもの（記入のうえ）と関係書類は、源泉徴収票。

◆給与所得者で給与以外の所得のある人は、源泉徴収票。

◆申告書に同封された決算書（それを証明できるもの）。

◆記入のうえ）と関係書類は、源泉徴収票。

◆57年中に支払った決算書（それを証明できるもの）。

◆記入のうえ）と関係書類は、源泉徴収